

資料8

○東御市家庭介護者慰労給付金要綱

平成16年4月1日

告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の要介護者又は重度心身障害者を介護している者に対し、家庭介護者慰労給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、常時介護を要する者及びその家庭介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護者 市内に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項の規定による要介護者で、同法第7条第1項の規定による要介護状態区分により要介護3程度以上の者をいう。
- (2) 重度心身障害者 市内に住所を有し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条及び第26条の2の規定による手当の支給要件に該当する者又はこれと同程度以上の障害を有する在宅の3歳以上の者で65歳未満の者をいう。

(支給要件)

第3条 給付金の支給対象となる者（以下「受給者」という。）は、毎年11月1日（以下「基準日」という。）前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者（以下「介護対象者」という。）と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者とする。

2 前項の介護期間の算定に当たっては、入院、施設入所等により介護が中断した場合であっても、当該中断期間を除いて介護をしていた期間を通算するものとする。この場合においては180日をもって6月とみなすものとする。

(支給認定)

第4条 前条に規定する支給要件に該当する受給者が給付金の支給を受けようとするときは、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(給付金の額及び支給方法)

第5条 給付金の額は、介護対象者1人につき、年額50,000円とする。

2 給付金の支給は、市長が定める日に支給する。

(支給停止等)

第6条 市長は、受給者が介護対象者の介護を怠っていると認められるときその他給付金を支給することが不適当と認めるときは、給付金を支給しないことができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度に限り、旧北御牧村の区域に住所を有する介護対象者に係る受給者については、第5条中「60,000円」とあるのは「30,000円」と、「120,000円」とあるのは「60,000円」と読み替える。

附 則 (平成17年3月3日告示第5号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月15日告示第35号)

この告示は、告示の日から施行し、平成20年度の給付金から適用する。